



感染症予防計画素案について (保健所設置市項目一覧)

神奈川県 医療危機対策本部室

2023年11月13日 ver.0.1

厚生労働省の基本指針の記載事項	神奈川県予防計画の素案	設置市の策定要否	各市の素案					
			横浜	川崎	相模原	横須賀	藤沢	茅ヶ崎
一 感染症の予防の推進の基本的な方向 (一部修正)	I 感染症対策の推進の基本的な考え方		○	○	○	○	○	○
二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項 (一部修正)	II 本編 第一 感染症の発生の予防に関する事項	必須	○	○	○	○	○	○
三 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項 (一部修正)	第二 感染症のまん延防止に関する事項	必須	○	○	○	○	○	○
四 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項 (一部修正)	第三 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項	任意	○	○	○	○	○	○
五 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項 (一部修正)	第四 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	必須	○	○	○	○	○	○
六 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項 (一部修正)	第五 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項		○	○	○	○	○	○

○:記載あり、-:記載なし

厚生労働省の基本指針の記載事項	神奈川県予防計画の素案	設置市の策定要否	各市の素案					
			横浜	川崎	相模原	横須賀	藤沢	茅ヶ崎
七 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項 (新設)	第六 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項	必須	○	○	○	○	○	○
八 感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項 (一部修正)	-		-	-	-	-	-	-
九 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項 (新設)	第七 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項	必須	○	○	○	○	○	○
1 協定締結医療機関（入院）の確保病床数 (新設)	1 協定締結医療機関（入院）の確保病床数		医療プランに記載	-	-	-	-	-
2 協定締結医療機関（発熱外来）の機関数 (新設)	2 協定締結医療機関（発熱外来）の機関数			-	-	-	-	-
3 協定締結医療機関（自宅療養者等への医療の提供）の機関数 (新設)	3 協定締結医療機関（自宅療養者等への医療の提供）の機関数			-	-	-	-	-
4 協定締結医療機関（後方支援）の機関数 (新設)	4 協定締結医療機関（後方支援）の機関数			-	-	-	-	-
5 協定締結医療機関（人材派遣）の確保人数 (新設)	5 協定締結医療機関（医療人材）の確保数			-	-	-	-	-

厚生労働省の基本指針の記載事項	神奈川県予防計画の素案	設置市の策定要否	各市の素案					
			横浜	川崎	相模原	横須賀	藤沢	茅ヶ崎
<p>九 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項 (新設)</p>	<p>第七 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項</p>	必須	○	○ <small>(宿泊施設の記載あり)</small>	○	○	○ <small>(宿泊施設の記載あり)</small>	○
<p>6 医療措置協定に基づき个人防护具の備蓄を十分に行う医療機関の数 (新設)</p>	<p>6 医療措置協定に基づき个人防护具の備蓄を十分に行う医療機関の数</p>		—	—	—	—	—	—
<p>7 検査の実施件数（実施能力）、検査設備の整備数 (新設)</p>	<p>7 検査の実施件数（実施能力）、検査設備の整備数</p>	必須	○	○	○ <small>(各論に記載あり)</small>	○	○	○
<p>8 協定締結宿泊施設の確保居室数 (新設)</p>	<p>8 協定締結宿泊施設</p>	任意	—	—	—	—	—	—
<p>9 医療従事者や保健所職員等の研修・訓練回数 (新設)</p>	<p>9 医療従事者や保健所職員等の研修・訓練回数</p>	必須	○	○	○ <small>(各論に記載あり)</small>	○	○	○
<p>10 保健所の感染症対応業務を行う人員確保数、即応可能なIHEAT要員の確保数（IHEAT研修受講者数） (新設)</p>	<p>10 保健所の感染症対応業務を行う人員確保数、即応可能なIHEAT要員の確保数（IHEAT研修受講者数）</p>	必須	○	○	○ <small>(各論に記載あり)</small>	○	○	○

厚生労働省の基本指針の記載事項	神奈川県予防計画の素案	設置市の策定要否	各市の素案					
			横浜	川崎	相模原	横須賀	藤沢	茅ヶ崎
十 宿泊施設の確保に関する事項 (新設)	第八 宿泊施設の確保に関する事項	任意	○	—	○	○	—	—
十一 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項 (新設)	第九 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項	必須	○	○ (宿泊施設の記載あり)	○	○	○	○
十二 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針に関する事項 (新設)	第十 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針に関する事項		—	—	—	—	—	○
十三 第五十三条の十六第一項に規定する感染症対策物資等の確保に関する事項 (新設)	第十一 第五十三条の十六第一項に規定する感染症対策物資等の確保に関する事項		○	○	○	○	—	○
十四 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項 (一部修正)	第十二 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症患者等の人権の尊重に関する事項	任意	○	○	○	○	○	○
十五 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項 (一部修正)	第十三 感染症の予防に関する人材の養成及び資質向上に関する事項	必須	○	○	○	○	○	○

厚生労働省の基本指針の記載事項	神奈川県予防計画の素案	設置市の策定要否	各市の素案					
			横浜	川崎	相模原	横須賀	藤沢	茅ヶ崎
十六 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項 (新設)	第十四 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項	必須	○	○	○	○	○	○
十七 特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保に関する事項 (一部修正)	—		—	—	—	—	—	—
十八 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策 (国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。)に関する事項 (一部修正)	第十五 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策に関する事項	必須	○	○	○	○	○	○
—	第十六 感染症対策における関係機関及び関係団体との連携		—	—	—	—	—	—
十九 その他感染症の予防の推進に関する重要事項 (一部修正)	第十七 その他感染症の予防の推進に関する重要事項		○	○	○	○	○	○

厚生労働省の基本指針の記載事項	神奈川県予防計画の素案	設置市の策定要否	各市の素案												
			横浜	川崎	相模原	横須賀	藤沢	茅ヶ崎							
	Ⅲ-1 特定の感染症対策 – 結核														
	第一 本県における結核の現状														
	第二 原因の究明														
	第三 保健所の機能強化														
	第四 発生の予防及びまん延の防止														
	第五 医療の提供														
	第六 施設内（院内）感染の防止									○	—	○	○	○	—
	第七 研究開発の推進														
	第八 人材の養成														
	第九 普及啓発及び人権の尊重														
	第十 具体的な目標														
	Ⅲ-2 特定の感染症対策 – その他の感染症														
	Ⅳ 資料編														
Ⅴ 用語の解説															